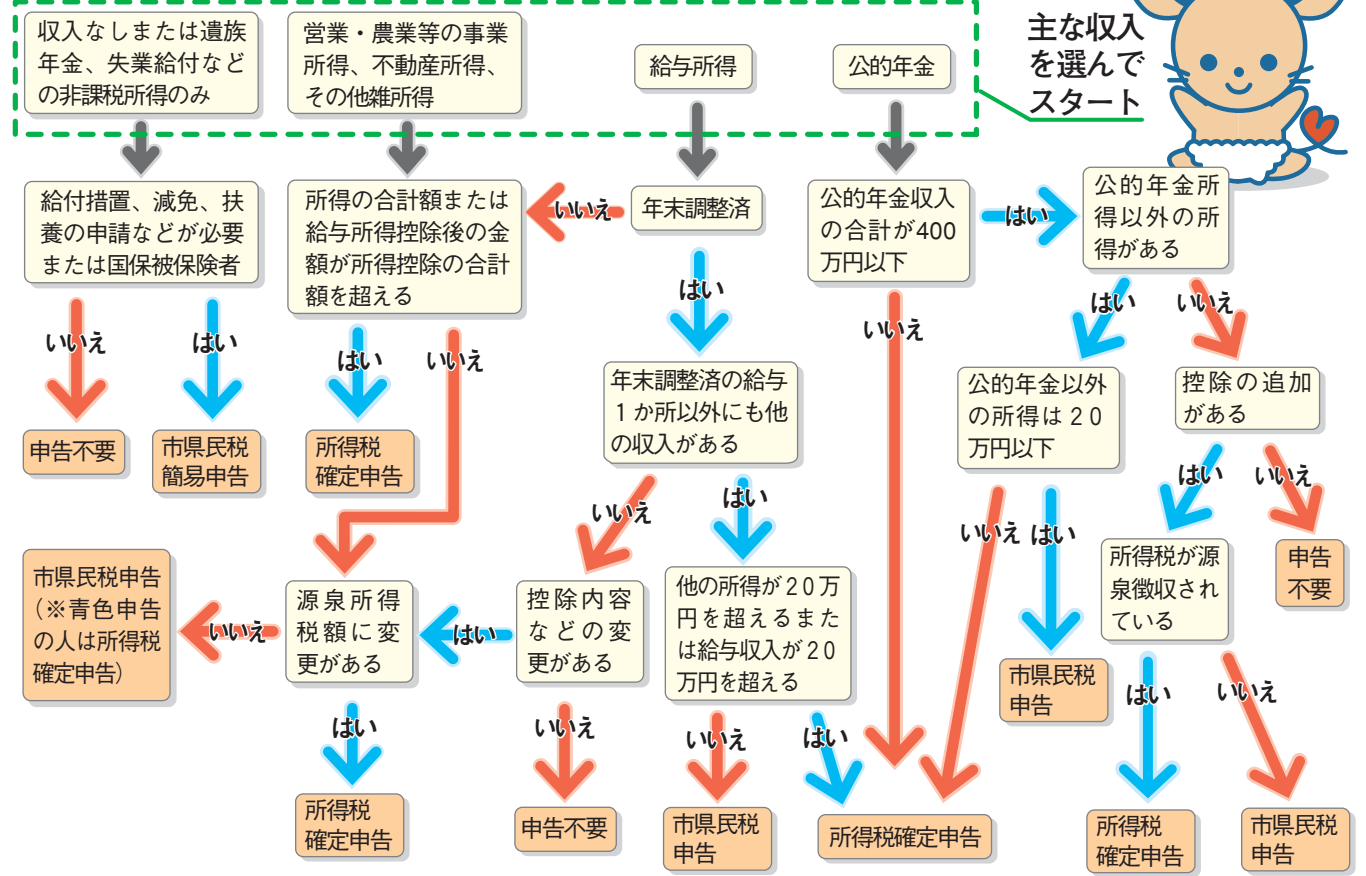


所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告の市内会場設置期間は、2月12日(水)から3月17日(月)までです。8ページの日程表を参考に申告してください。毎年、申告会場は混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に、自主記載をお願いします。申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

●どのような申告が必要になるかの目安



- 申告に必要なもの
- 印かん認印
 - 申告書用紙が届いている人はその用紙(申告会場にもあります)※市県民税申告書については、あらかじめ申告書用紙が必要な人は、税務課までお問い合わせください。
 - 給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書
 - 農業や不動産所得の帳簿書類や領収書など所得計算に必要なもの、固定資産税納税通知書など租税公課の課税明細がわかるもの(収支内訳書の記入が必要)※収支内訳書の記入を事前にお願ひします。
 - 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、納付したことを証明する書類を、申告書に必ず添付してください。
 - 医療費の領収書(医療費控除を受ける人)※事前に医療機関別、受診した人ごとに整理、集計をお願いします。
 - 寄附金の領収書、または受領書(寄附金控除を受ける人)
 - 申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)※障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)※12月末現況で要介護認定の人で、イオンモール倉敷会場で障害者控除を受けようとする場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります。事前に市福祉課へ介護保険被保険者証と印かんを持参し申請してください。交付必要日数1日から3日)

○注意点

- 申告に必要な書類などに不備がある場合、来場日に申告を受け付けられない場合がありますので注意してください。
- 書類の再発行などが必要な場合は早めに準備してください。
- 申告忘れは、翌年度市県民税の非課税判定、国民健康保険税軽減などに影響があります。
 - ※申告が必要な年中に発生した、生命保険、損害保険などの契約に基づく満期や解約に伴う支払金や、個人年金の支払金は、収入として申告の対象となります。また、税法上での扶養親族などに該当しない人を控除対象としたり、控除対象の人を申告していなかった場合、税額に影響がある場合があります。扶養親族などの人数(15歳以下の年少扶養を含む)によっては、一定要件に基づく合計所得金額以下の場合、翌年度の市県民税の均等割、所得割が非課税となるほか、税法上の一定要件に基づき、障がい者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する人は、合計所得金額が125万円以下の場合、翌年度の市県民税が非課税となります。申告を忘れた場合、市県民税の算定や非課税判定、国民健康保険税の軽減判定などに影響したり、年度途中での市県民税・国民健康保険税の税額変更、所得税の追徴などが発生したりする場合があります。

○問い合わせ先

- 給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
- 公的年金(厚生年金・国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書…倉敷東年金事務所(☎086-423-6150)
- 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など…各年金保険者
- 生命保険契約などによる満期等一時所得の支払調書、個人年金の支払調書…支払いを受けている保険会社など
- 市の国民健康保険税納税額…市役所税務課(☎92-8234)
- 障害者控除対象者認定書…市役所福祉課(☎92-8264)

国税庁ホームページや「申告の手引き」を参考に書こう

申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」などを参考に、自主記載をお願いします。

申告相談についての
問い合わせ
倉敷税務署
☎086-422-1201
税務課市民税係
☎92-8234

申告書の作成は ネットで申告 e-Tax も便利! www.nta.go.jp 国税庁 で 検索

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額や必要事項を入力すれば、所得や税額などが自動計算され、確定申告書を作成することができます。ネットか書面のいずれかで提出を。

所得税の確定申告・納期限は、3月17日(月)まで

※給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要になります。

※上記表にかかわらず、土地・建物・株式などの売却による所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、事業所得や不動産所得などがある人で平成25年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷申告会場で申告してください。

※上記表は目安です。表に当てはまらない場合、倉敷税務署または市役所税務課へお問い合わせください。

◎市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

- 平成26年1月1日現在、総社市内に居住し所得税の確定申告をする必要がない人で、平成25年中に収入があった人
- ※ただし、次の人は申告をする必要はありません。
 - ・所得税の確定申告をしている人
 - ・1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
- ・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 - ①昭和24年1月2日以後生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人
 - ②昭和24年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人
- 平成25年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の人の税の扶養になっていない人
- ※この場合でも、国民健康保険税の算定や非課税証明書の発行に必要なため、申告をお願いします。
- 公的年金収入が400万円以下の人で確定申告が必要な場合もあります。

※公的年金収入合計が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。